

文中の障害者差別解消法は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を言い、障害者総合支援法は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を言います。

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	流山市手話言語条例(素案)修正案
【例】1-1	POO	1 ○○○○について	いただいたご意見については、基本的には原文のまま掲載すること。 提出された意見の数が多く、意見を集約して掲載する場合は、代表される1件の意見を掲載の上、「同様〇件」という表記にて掲載すること。 1人の方が複数の意見を述べている場合は、1つのセルにすべてを記入せず、セルを分けてそれぞれ掲載すること。	・左欄の意見の要旨を、3行～5行程度で、分かりやすく記入すること。(庁議・政策調整会議)	ご意見に対する市の考えを、意見ごとに掲載すること。	修正の有無を記入す	・条例や計画書の修正された本文等を掲載すること。
1～23		その他 全般	賛同・賛成致します。「他 同様22件」	左記のとおり	御賛同・御賛成ありがとうございます。条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
24～25		その他 全般	共生社会を実現してください。「他 同様1件」	左記のとおり	条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
26		その他 全般	わたしたちは耳がきこえません。コミュニケーションは、会話で手話が必要です。是非、条例を作ってほしいのです。	左記のとおり	条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
27		その他 全般	口もとを良く見てもわかりません。手話してお願いします。	左記のとおり	条例第6条 施策の推進(3)にて取り組んでまいります。	無	
28		その他 全般	昔のろう学校の教育方針は手話は使ってはいけない時代がありました。現在は手話なくして聴覚障害者のコミュニケーションは不可能でしょう。手話は言語として考えます。	左記のとおり	条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
29-1		その他 全般	市民に理解(手話は言語である)してもらうため、この条例は必要だと思う。	左記のとおり	条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
29-2	1P	前文	前文の文章がわかりにくいので、わかりやすくしてほしい。	左記のとおり	前文については、聴覚障害者や関係団体との意見交換や要望をお聞きする中でまとめられたもので、広く市民に理解してもらえよう、難しい語句は用いずわかりやすくまとめたものとなっています。 また、前文の第3段落の一部を削除及び第8段落について一部を修正させていただきま	有	第三段落の第三者との意思疎通の第三者を削除し、第八段落の手話が言語であることへの理解の普及に努めるとともにを努めることによりと修正します。
29-3	2P	条例(県との連携及び協力)第5条	県との連携・協力(第5条) 「県との連携協力するよう努める」とあるが、努めるではなく、もっと積極的に推進し働きかけるような表現が良いと思う。	左記のとおり	本条例は、市が主体となって取り組むことを規定しており、主体的取り組みとして県との連携に努めるという趣旨です。	無	
29-4	2P	条例(施策の推進)第6条	第6条(3)の「環境の構築」の意味がわからない。	左記のとおり	手話通訳者の養成や派遣など、手話を必要としている方のコミュニケーションがしやすい生活環境を作っていくことです。	無	
30		その他 全般	「手話は言語」であること。賛成です。早く実現されますよう進めて頂けたら、私達聴覚障害者にとって悲願です。	左記のとおり	ご賛成いただきありがとうございます。条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
31-1		その他 全般	この条例が出来ることに賛成します。条例作りに携わった皆様に敬意を表します。	左記のとおり	ご賛成いただきありがとうございます。条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
31-2	1P	前文	第3・6段落「耳が聞こえない人や聞こえづらい人」を「ろう者」にして欲しいです。理由は手話を言語とするのならば、はじめから手話を使い大切に守ってきたのはろう者であるからです。	耳が聞こえない人・聞こえづらい人をろう者にして欲しい。	本条例ではろう者という表記を用いず、耳が聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市民に理解しやすい表現を用いました。	無	
32-1		その他 全般	多岐にわたり比較・研究された結果の素晴らしい条例案だと思います。この条例案に賛成致します。	左記のとおり	ご賛成いただきありがとうございます。条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
32-2	2P	条例(市の責務)第3条	第3条(市の責務)で手話への普及の促進を謳い、第6条で掲げている手話を学び普及させるために実施している講習会の主催を現在のNPOから市に替えて実施していただきたいということです。	左記のとおり	手話講習会については、市が指定した指定管理事業者であるNPO法人が必須事業のひとつとして実施しているものであり、現状において問題ないものと考えています。	無	
32-3	2P	条例(施策の推進)第6条	第6条(施策の推進)のところに“手話通訳者・設置の確保と養成”の項目を追記希望します。聴覚障害者の意思疎通の機会の確保、又通訳者の健康維持の為に設置手話通訳者・指導者の確保と養成に市は努めるといふ文言を入れて頂きたいです。	施策の推進に設置手話通訳者・指導者の確保と養成に市は努めるといふ文言を入れて欲しい。	手話通訳者、設置通訳者の確保と養成については、障害者総合支援法の地域生活支援事業として千葉県と流山市において既に取り組んでおり、本条例における第6条施策の推進(3)手話による円滑なコミュニケーションができる環境の構築に含まれるものと考えています。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	流山市手話言語条例(素案)修正案
33		その他 全般	「聴覚障害者」については、「ろう者」を検討してはどうですか？ その条例で、市民全体に少しでも手話が言語であることを普及出来れば嬉しいです。	聴覚障害者を「ろう者」に検討して欲しい。	本条例ではろう者という表記を用いず、耳が聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市民に理解しやすい表現を用いました。	無	
34		その他 全般	手話に対する理解と普及の為に、小学生から中学生の間、学活やホームルームの時間等に、学年に合わせて少しの時間でも手話やろう者のことを理解してもらえるような時間を作るのはどうでしょうか。	左記のとおり	条例第6条 施策の推進(4)にて取り組んでまいります。	無	
35		その他 全般	流山市で手話言語条例が制定されることは大きな前進です。 また、未就学で手話が分からない耳の聞こえない人にも身振り等のコミュニケーション方法があります。それも尊重していただきたく思います。	左記のとおり	ご賛同・ご賛成ありがとうございます。 条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
36		その他 全般	条例の成立とその後の実現状況の市民への報告を期待しております。	左記のとおり	状況については、障害者関係団体等との意見交換の場で報告するとともに、障害者計画等でお知らせをしております。	無	
37-1		その他 全般	耳が聞こえない人や聞こえづらい人→ろう者でいいです。	耳が聞こえない人・聞こえづらい人をろう者という表現がよい。	本条例ではろう者という表記を用いず、耳が聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市民に理解しやすい表現を用いました。	無	
37-2		その他 全般	市民のみなさんもコミュニケーション一緒に活動がんばろう！！	左記のとおり	条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
37-3		その他 全般	生まれてからろう学校に入り、手話環境で育ったので必要です。	左記のとおり	条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
38-1		その他 全般	「手話は言語である」条例制定に向けご尽力いただき感謝いたします。 「意志疎通」は「意思疎通」と統一してはどうか。	左記のとおり	配布資料である概要(資料2)及び逐条解説資料の中の誤植であることから、これを訂正します。	無	
38-2		その他 全般	「全ての聴覚障害者に合った情報コミュニケーションを」と附則として明記してはどうか。 聴覚障害者は聞こえが様々。中途失聴者・難聴者などは情報コミュニケーション手段としては、筆談や要約筆記が不可欠。 検討をよろしく願います。	聴覚障害者の特性に合った情報コミュニケーション手段を明記。	条例の趣旨は、障害者基本法において手話が言語として明確に位置づけられたことに着目し、その理解を促進することにあります。情報コミュニケーション手段については、障害者総合支援法の地域生活支援事業や障害者差別解消法の合理的配慮に基づき進めてまいります。	無	
39-1		その他 全般	市民に如何に手話を普及させるかが喫緊の課題と思います。手話通訳者の派遣要綱の拡充。	左記のとおり	手話通訳者の派遣要綱の拡充については、必要に応じて検討してまいります。	無	
39-2	2P	条例(施策の推進)第6条	手話通訳者を含む意思疎通支援者の確保と養成など検討して頂きたいと思えます。	左記のとおり	手話通訳者の確保と養成については、障害者総合支援法の地域生活支援事業として千葉県と流山市において既に取り組んでいます。その他の意思疎通支援者の確保等については、他の制度で検討してまいります。	無	
39-3	2P	条例(施策の推進)第6条	推進項目の具体的内容が見えないので推進方針を明確にして欲しい。	左記のとおり	条例の趣旨は、障害者基本法において手話が言語として明確に位置づけられたことに着目し、その理解を促進することにあります。第6条の施策の推進については、基本的な考え方を定めることとしており、具体的対応については流山市障害者計画等で進めてまいります。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	流山市手話言語条例(素案)修正案
40-1		その他 全般	(その他) 聴覚障害の特性に応じ、手話のほか要約筆記の活用など、意思疎通手段の市民等への啓発、普及に配慮をお願いします。 (理由)市役所対応要領(障害者差別解消法対応)、手話通訳者派遣要領(要約筆者派遣)で対応されているが市民等への啓発、普及は今後の課題とします。	手話以外の要約筆記の啓発、普及を要望。	条例の趣旨は、障害者基本法において手話が言語として明確に位置づけられたことに着目し、その理解を促進することにあります。聴覚障害者の意思疎通支援手段については、障害者総合支援法の地域生活支援事業や障害者差別解消法の合理的配慮に基づき進めてまいります。	無	
40-2	1P	前文	本条例制定に賛成の立場で意見を述べます。 前文 手話の定義に当たり、第1段落でインパクトある表現がなされたのは良かった。	左記のとおり	御賛成いただきありがとうございます。 条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
40-3	1P	前文	前文 第3段落の「 <u>耳が聞こえない人や聞こえづらい人</u> 」については「ろう者」として欲しい。 (理由)手話言語を長年にわたって大切に育んできたのは「ろう者」である。	前文第3段落の耳が聞こえない人・聞こえづらい人をろう者にして欲しい。	本条例ではろう者という表記を用いず、耳が聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市民に理解しやすい表現を用いました。	無	
40-4	1P	前文	前文 第6段落の「 <u>耳が聞こえない人や聞こえづらい人</u> 」については「ろう者」として欲しい。 (理由)この段落の対象は「ろう者」と考えられる。	前文第6段落の耳が聞こえない人・聞こえづらい人をろう者にして欲しい。	本条例ではろう者という表記を用いず、耳が聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市民に理解しやすい表現を用いました。	無	
40-5	1P	前文	前文 第7段落の「 <u>・・・ことから・・・必要である</u> 」は削除しては。 (理由)第8段落の書き出しと重複する。	左記のとおり	第7段落は手話に対する理解を深める必要性が生じていることを述べ、手話が言語であることの理解の普及の必要性があることを第8段落で位置づけていますので、このままの形とします。	無	
40-6	1P	前文	前文 第8段落の「 <u>・・・手話が言語であることへの理解の普及・・・</u> 」については「 <u>・・・手話が言語であることへの理解を深め、手話の普及・・・</u> 」としてはどうか。 (理由)この条例は手話が言語であるとの認識に基づき、その普及促進を目的としている。この表現では条文の内容全般を適切に表していないのでは。	前文の手話が言語であることへの理解の普及については、手話が言語であることへの理解を深め、手話の普及としてはどうか。	手話が言語であることへの理解の普及に努めることを通じ、手話の普及が図られていくものと捉えています。 逐条解説資料の4Pの第8段落に「手話が言語であることへの理解の普及に努めることを通じ、手話の普及を図る」旨を追記します。	無	
40-7	2P	条例(基本理念)第2条	基本理念 第2条の「 <u>・・・コミュニケーションを図る自由を有する・・・</u> 」については「 <u>・・・コミュニケーションを図る権利を有する・・・</u> 」としてはどうか。 (理由)「権利」があって「市の責務」が生ずるのでは。手話言語法(仮称)の五つの権利の内「手話を使用する権利」。権利を行使して自由に手話を使えるようになれば。	基本理念のコミュニケーションを図る自由を有するについては、権利を有するとしてはどうか。	基本理念では、前文にもあるように手話が言語であることの理解の普及に努めることにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現することを第2条に規定しています。 第2条の前半部分は手話を必要とする市民を対象としており、後半部分は全ての市民を対象としています。手話を必要とする市民の部分を権利とした場合、後半の全ての市民に対して義務が生じることにもなりうることから、条例の趣旨としては権利や義務を伴うものでないため、コミュニケーションを図ることは自由としています。	無	
40-8	2P	条例(施策の推進)第6条	施策の推進 手話は、言語であると同時にコミュニケーション手段でもあり、取組みが重要とします。 第6条第1項の(4)については幼少時の教育の有効性および家族などへの手話普及の可能性(5)については昨今の災害多発への対応などの観点から推進項目に取り上げられたのは本条例の特徴として大いに評価したい。 第6条第1項の推進項目について推進方針を明確にして欲しい。 (理由)推進項目の具体的内容が見えないので。	推進方針を明確にしてほしい。	条例の趣旨は、障害者基本法において手話が言語として明確に位置づけられたことに着目し、その理解を促進することにあります。第6条の施策の推進については、基本的な考え方を定めることとしており、具体的推進については流山市障害者計画等で進めてまいります。	無	
40-9	2P	条例(施策の推進)第6条	第6条第1項の(1)～(3)について市民等への手話について理解と普及を促進するために下記を検討頂きたい。 (1)市民等(自治会、医療機関、事業所など)が手話を学ぶ機会の確保(講演、講座の開催など) (理由)市民等に如何に手話を普及させるかが喫緊の課題とします。	市民等が手話を学ぶ機会の確保の明記を検討。	市民等が手話を学ぶ機会の確保については、条例第6条 施策の推進の中で取り組んでまいります。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	流山市手話言語条例(素案)修正案
40-10	2P	条例(施策の推進)第6条	第6条第1項の(1)~(3)について市民等への手話について理解と普及を促進するために下記を検討頂きたい。 (2)手話通訳者の派遣要綱の拡充 (理由)市民等に如何に手話を普及させるかが喫緊の課題と思います。	手話通訳者の派遣要綱の拡充。	手話通訳者の派遣要綱の拡充については、必要に応じて検討してまいります。	無	
40-11	2P	条例(施策の推進)第6条	第6条第1項の(1)~(3)について市民等への手話について理解と普及を促進するために下記を検討頂きたい。 (3)手話通訳者を含む意思疎通支援者の確保と養成 (理由)市民等に如何に手話を普及させるかが喫緊の課題と思います。	意思疎通支援者の確保と養成。	手話通訳者の確保と養成については、障害者総合支援法の地域生活支援事業として千葉県と流山市において既に取り組んでいます。その他の意思疎通支援者の確保等については、他の制度で検討してまいります。	無	
40-12	2P	条例(施策の推進)第6条	施策の推進 第6条第2項の施策の見直しに際しては障害者、障害者関係団体との協議の場を設けて欲しい。 (理由)アンケートの実施やパブリックコメントを行う前に障害者、障害者関係団体の意見反映をお願いしたい。	関係団体との協議の場を設けてほしい。	協議の場の設定については、流山市福祉施策審議会や障害者団体連絡協議会等の場において聴取可能であると考えています。また、施策の展開や見直しにあたっては、今までどおり、適時聴覚障害者や障害者関係団体等からご意見をお聞きし、施策に反映できるものと考えています。	無	
41-1		その他 全般	今まで当事者や行政の方々や学習、意見交換を重ね条例(案)が出来上がりました。本当にうれしく感謝します。1歩前進しましたが、ここからがスタートだと思います。今後ろう者や手話の理解、普及を社会全体に広げるための方法、手話通訳者の養成、確保等を当事者、行政の方々と一緒に考えて行けたらと思います。	左記のとおり	御意見ありがとうございます。条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
41-2	1P	前文	以下、条例(案)について、検討をお願いします。 前文 第8段落、第6段落「耳が聞こえないひとや聞こえづらい人」→「ろう者」	耳が聞こえない人や聞こえづらい人をろう者に検討して欲しい。	本条例ではろう者という表記を用いず、耳が聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市民に理解しやすい表現を用いました。	無	
41-3	2P	条例(基本理念)第2条	以下、条例(案)について、検討をお願いします。 基本理念 第2条 ----コミュニケーションを図る「自由」を有する、、→ 自由ではなく「権利」に変更。	基本理念のコミュニケーションを図る自由を有するについては、権利を有すると検討して欲しい。	基本理念では、前文にもあるように手話が言語であることの理解の普及に努めることにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現することを第2条に規定しています。 第2条の前半部分は手話を必要とする市民を対象としており、後半部分は全ての市民を対象としています。手話を必要とする市民の部分を権利とした場合、後半の全ての市民に対して義務が生じることにもなりうることから、条例の趣旨としては権利や義務を伴うものでないため、コミュニケーションを図ることは自由としています。	無	
41-4	2P	条例(施策の推進)第6条	条例(案)について検討をお願いします。 基本理念 第6条2 市は施策の見直しに当たっては障害者団体等から意見を聴くよう努めるものとする→協議会の設置。	施策の見直しに当たっては、協議会の設置を検討。	協議の場の設定については、流山市福祉施策審議会や障害者団体連絡協議会等の場において聴取可能であると考えています。また、施策の展開や見直しにあたっては、今までどおり、適時聴覚障害者や障害者関係団体等からご意見をお聞きし、施策に反映できるものと考えています。	無	
42-1	1P	前文	この条例により、手話は言語である事を一般に理解して頂き、手話が普及する事を望みます。 ・前文について 手話を長年にわたって大切に育んできたのはろう者であるので、「耳が聞こえない人や聞こえづらい人」は「ろう者」に変更をお願いしたい。	耳が聞こえない人・聞こえづらい人をろう者にして欲しい。	本条例ではろう者という表記を用いず、耳が聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市民に理解しやすい表現を用いました。	無	
42-2	2P	条例(施策の推進)第6条	第6条2項について 市は施策の見直しにあたっては、障害者関係団体等と必要に応じて協議の場を設けて欲しい。 意見を聴くだけでなく、協議の場も設けて施策に反映させて欲しいと思います。	施策の見直しにあたっては、協議の場を設けて欲しい。	協議の場の設定については、流山市福祉施策審議会や障害者団体連絡協議会等の場において聴取可能であると考えています。また、施策の展開や見直しにあたっては、今までどおり、適時聴覚障害者や障害者関係団体等からご意見をお聞きし、施策に反映できるものと考えています。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	流山市手話言語条例(素案)修正案
43		その他 全般	「手話は言語である」と前文の冒頭に唱っているのは、一番言いたいことなのでとても良いと思う。ろう者を理解するためには、手話を理解するのが先決である。その他として、聴覚障害者の中には特性に応じ手話のほか、要約筆記の活用などもある。これらも意思疎通手段であると言うことを市民等への啓発普及に配慮してほしい。	ろう者を理解するために手話への理解が大切。手話以外の要約筆記の啓発、普及を要望。	条例の趣旨は、障害者基本法において手話が言語として明確に位置づけられたことに着目し、その理解を促進することにあります。聴覚障害者の意思疎通支援手段については、障害者総合支援法の地域生活支援事業や障害者差別解消法の合理的配慮に基づき進めてまいります。	無	
44-1		その他 全般	手話が障害者基本法に「言語」として位置づけられているのに、まだ手話に対する理解が広まっていないことが残念。この条例が施行され、全ての市民が互いに尊重し、理解しあえるように手話の普及理解が進むと良いと思う。	左記のとおり	ご意見ありがとうございます。条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
44-2	1P	前文	前文の文章がわかりにくいので、皆がわかりやすいようになるともっと良いと思う。	左記のとおり	前文については、聴覚障害者や関係団体との意見交換や要望をお聞きする中でまとめられたもので、広く市民に理解してもらえよう、難しい語句は用いずわかりやすくまとめたものとなっています。また、前文の第3段落の一部を削除及び第8段落について一部を修正させていただきま	有	第三段落の第三者との意思疎通の第三者を削除し、第八段落の手話が言語であることへの理解の普及に努めるとともにを努めることによりと修正します。
45-1		その他 全般	耳が聞こえない人にとって手話は大切な手段です。私は健聴者ですが、手話を身に付ける勉強や日々ろう者の人々との交流の中で、手話は言語であるという意味と必要性を実感しています。先日アメリカNYのスターバックスで店員全員が手話ができるという店舗があり話題になりました。日本は手話普及については遅れているどころか、手話が日常生活に全く結びついていません、スーパー、病院、電車、バス、学校、その他多くの公共機関、、流山市役所職員の方々が手話ができる方は何人いらっしゃるでしょうか？この条例が広く市民に理解され、実行されるよう強く希望します。	耳が聞こえない人にとって手話は大切。アメリカのスターバックスでは店員全員が手話ができるという店舗があり、日本は手話の普及については遅れている。市職員の手話技能の向上を望むとともに、この条例が広く市民に理解され、実行されるよう強く希望します。	聴覚障害者や市内の手話サークル、関係者の協力により、市職員に対する手話講習会を実施しているほか、職員による手話勉強会など自主研修による活動により職員の手話技能の向上に努めています。手話が言語であることへの理解の普及に努めてまいります。	無	
45-2	2P	条例(基本理念)第2条	以下、条例(案)について変更希望箇所をコメントします。 基本理念第2条 コミュニケーションを図る「自由」を有する →自由ではなく「権利」に変更	基本理念のコミュニケーションを図る自由を有するについては、権利を有するに変更。	基本理念では、前文にもあるように手話が言語であることへの理解の普及に努めることにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現することを第2条に規定しています。第2条の前半部分は手話を必要とする市民を対象としており、後半部分は全ての市民を対象としています。手話を必要とする市民の部分を権利とした場合、後半の全ての市民に対して義務が生じることにもなりうることから、条例の趣旨としては権利や義務を伴うものでないため、コミュニケーションを図ることは自由としています。	無	
45-3	2P	条例(施策の推進)第6条	施策の推進 第6条 市は、次に掲げる施策を「総合的」に推進、、、→ 総合的の表現が曖昧で意味がわからないので分かり易い言葉に変更。	施策の推進の総合的の意味がわからないので分かり易い言葉に変更。	第6条の(1)から(6)の施策について総合的に実施するとともに、市が定める流山市障害者計画との位置づけを明確にしながら行っていくということになります。	無	
45-4	2P	条例(施策の推進)第6条	市は施策の見直しに当たっては障害者団体等から意見を聴くよう「努める」ものとする、、、 → 努めるではなく「必ず設ける」に変更。以上よろしく願いいたします。	施策の見直しに当たっては意見を聴くようではなく必ず設けるに変更。	協議の場の設定については、流山市福祉施策審議会や障害者団体連絡協議会等の場において聴取可能であると考えています。また、施策の展開や見直しにあたっては、今までどおり、適時聴覚障害者や障害者関係団体等からご意見をお聞きし、施策に反映できるものと考えています。	無	
46-1		その他 全般	言語条例制定に向けて、ろう者の思いを理解し、共に学び協力していただきありがとうございます。よりよい条例制定に向けて市民の意見に耳を傾けていただけたらと思います。	左記のとおり	御意見ありがとうございます。条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	

文中の障害者差別解消法は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を言い、障害者総合支援法は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を言います。

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	流山市手話言語条例(素案)修正案
46-2	1P	前文	前文について、文章の流れが不自然で文章に違和感を感じます。再考をお願いしたいと思います。 意見を添付します。 手話は言語である。 人間は、言語によって、自分の思いや考えを伝え、社会生活を営できた。 手話は、指の動きや表情などを使って概念や意思を視覚的に表現する言語である。 これまで手話が言語として認められなかったことや手話を使用する環境が十分に整えられてこなかったことなどから、ろう者は情報を得ることや意思疎通を図ることが困難で、多くの不安を感じながら生活してきた。 このようなことから、私たちはお互いを理解し尊重しながら信頼の絆で結ばれる社会を実現していくことが大切である。 これら(を踏まえ)私たちは、手話が言語であることの認識に基づき、手話の理解に努め、ろう者が手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、市民が共に生きる地域社会を築くことを決意しこの条例を制定する。	前文について、文章の流れが不自然で文章に違和感を感じます。再考をお願いしたいと思います。 案文提案有。	前文については、手話が言語であること、その歴史的背景、法的根拠等を表示する必要があることからこうした表現となりました。 また、聴覚障害者や関係団体との意見交換や要望をお聞きする中でまとめられたもので、広く市民に理解してもらえるよう、難しい語句は用いずにわかりやすくまとめたものとなっています。 なお、ろう者の表現については本条例ではろう者という表記を用いず、耳が聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市民に理解しやすい表現を用いました。	無	
46-3	1P	前文	前文について、文章の流れが不自然で文章に違和感を感じます。再考をお願いしたいと思います。 意見を添付します。 「手話は言語である」「」にするか又は省いてもいいのでは？文章が不自然です。 言語は、お互いの感情をわかり合い、知識を深め文化を創造するなど社会生活になくはならないものです。 手話は物の名称や自らの意思を手の動き、表情により視覚的に表現する非音声言語であり、ろう者が心豊かな日常生活を営むために長年にわたり大切に育んできた言語である。 しかし、これまで手話は言語として認められてこなかったために、手話による教育や環境が整備されず、ろう者は必要な情報を得ることや意思疎通を図ることが難しく、不便や不安を抱えながら生活してきました。今日、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語であると位置づけられているにも関わらず、いまだ、手話に対する理解が広まっていません。 ここに私たち市民等は、手話が言語であることの認識に基づき、その理解と普及に努めるとともに、すべての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、この条例を制定する。 前文について障害の有無に関わらず、共生社会という言葉・文章は必要でしょうか？耳の聞こえない人・聞こえづらい人→ろう者 これはろう者の言語条例ということで市が確認したことではないでしょうか？	前文について、文章の流れが不自然で文章に違和感を感じます。再考をお願いしたいと思います。 障害の有無に関わらず、共生社会という言葉・文章は必要か？耳の聞こえない人・聞こえづらい人→ろう者 これはろう者の言語条例ということで市が確認したことではないか。 案文提案有。	第一段落の「手話は言語である」との表現は、本条例の趣旨を率直に表現するものであり、前文は、聴覚障害者や関係団体との意見交換や要望をお聞きする中でまとめられたものです。 また、固有名詞等ではないことから「」による明記は必要ないと考えます。 共生社会という表現については、障害者基本法第1条において、「障害者施策は……、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある」としています。第5次流山市障害者計画(平成27年度～平成32年度)においても、同様の表現を用いていることから、このままの表現とさせていただきます。 本条例ではろう者という表記を用いず、耳が聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市民に理解しやすい表現を用いました。	無	
46-4	1P	条例(目的) 第1条	(目的) 障害の有無に関わらず(有無を削除) 共生社会 → 地域社会 総合的に推進することにより、すべての市民等がお互いに尊重し合うことのできる地域社会の実現を目指すことを目的とする。	左記のとおり	障害者基本法第1条において、「障害者施策は……、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある」としています。第5次流山市障害者計画(平成27年度～平成32年度)においても、同様の表現を用いていることから、このままの表現とさせていただきます。	無	
46-5	1P	条例(基本理念) 第2条	2条 自由 → 権利に変更。	基本理念のコミュニケーションを図る自由を権利に。	基本理念では、前文にもあるように手話が言語であることの理解の普及に努めることにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現することを第2条に規定しています。 第2条の前半部分は手話を必要とする市民を対象としており、後半部分は全ての市民を対象としています。手話を必要とする市民の部分を権利とした場合、後半の全ての市民に対して義務が生じることにもなりうることから、条例の趣旨としては権利や義務を伴うものでないため、コミュニケーションを図ることは自由としています。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	流山市手話言語条例(素案)修正案
46-6	2P	条例(施策の推進)第6条	第6条2項について 施策の見直しにあたっては、障害者団体等との協議の場を必要に応じて持つように努めるものとする。に変更。 意見を聴くだけでなく、協議の場も設けて施策に反映させて欲しいと思います。	施策の見直しにあたっては、協議の場を必要に応じて持つように変更。	協議の場の設定については、流山市福祉施策審議会や障害者団体連絡協議会等の場において聴取可能であると考えています。 また、施策の展開や見直しにあたっては、今までどおり、適時聴覚障害者や障害者関係団体等からご意見をお聞きし、施策に反映できるものと考えています。	無	
47		その他 全般	お店などでもっと手話対応できる人がいますというアピールがあっても良いと思う。気軽にコミュニケーションが出来にくい気がする。	左記のとおり	手話に対する理解と普及、啓発に取り組んでまいります。	無	
48		その他 全般	手話は耳のきこえない方にとっても大切さをサークルに入ってより深く感じています。今後、手話がより多く活動できるようにと願います。	左記のとおり	手話に対する理解と普及、啓発に取り組んでまいります。	無	
49		その他 全般	手話の言語としての位置付けに関する言語学的に分析する。世界には憲法や法律で手話を公用語と定めた国がいくつもあるが手話が一つだという原則論はないと思います。 手話は音声言語と同じく自由さと市民とのつながりの理解が大切だと思います。	左記のとおり	条例(案)の作成にあたっては、ご指摘の内容を含めて十分に検討させていただきました。聴覚障害者や関係者・団体からの意見交換の場において、言語学者のように手話について追及してしまうと、市民にとって理解しにくくなってしまふという懸念が出ていました。これでは、手話を理解してもらい普及をしていくという考えからかけ離れてしまうことから、言語学的にこだわるのではなく、多様な手話が存在することを認識した上で、手話の多様性を認め理解、普及に努めることとしました。	無	
50		その他 全般	やっとな手話言語として認められ、本当にうれしい。デフ・カルチャは価値観の違いを認め合ひましょう。 手話はろう者の文化であり、母体語を尊重し理解し合ひましょう。	左記のとおり	御意見ありがとうございました。 条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
51-1		その他 全般	以前、子供達とキャンプに行った際に、聞こえない人達がありました。子供達は「あの人たちはなぜ聞こえないの?」と私に質問してきました。日頃聞こえない人に出会っていないことを象徴するような出来事でした。 (目で見えにくい障害ですし、出会う確率も少ないと思いますが。) 既に市内の小中学校で手話教室が行われているところがありますが、子供の頃から聞こえない人と接し、聞こえない人がどんな暮らしをしているのか、どんな苦勞があり、どんな工夫をしているのかを知る機会があるとないとは、その後が違ふと思います。是非、小中学校での手話教室が開催されるといいと思います。この条例が施行されて、手話や聞こえない人の暮らしをより多くの市民にわかってもらえたら嬉しいです。	小中学校での手話教室が開催されるとよい。手話や聞こえない人の暮らしを多くの市民にわかってもらいたい。	条例第6条 施策の推進(4)にて取り組んでまいります。	無	
51-2	1P	前文	「手話は言語である」という書き出しはとてもよいと思います。 言語であることを知らない人が多いと思うからです。	左記のとおり	御意見ありがとうございました。 条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
51-3	1P	前文	前文の最後から3行目「障害の有無にかかわらず」は削除してはいかがでしょうか。 条例は手話言語条例に関するものなので、この文言が入ると問題が拡散してしまう気がします。もちろん「障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合ひ、安心して暮らすことのできる共生社会を実現する」ことはとても大事だと思ひますし、実現してほしいと願っています。	前文の最後から3行目「障害の有無にかかわらず」を削除してほしい。	障害者基本法第1条において、「障害者施策は……、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合ひながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある」としています。第5次流山市障害者計画(平成27年度～平成32年度)においても、同様の表現を用いていることから、このままの表現とさせていただきます。	無	
51-4	2P	条例(県との連携及び協力)第5条	第5条の語尾「努めるものとする」を「積極的に推進する」という文言に変えてはいかがでしょうか。 流山市には是非この条例ができたなら「努める」という努力もいいですが、「積極的に推し進めて」ほしいからです。 流山市が変われば、市民も変わります。	第7条の努めるものとするを積極的に推進すると変えてはいかがでしょうか。	本条例は、市が主体となって取り組むことを規定しており、主体的取り組みとして県との連携に努めるという趣旨です。	無	

文中の障害者差別解消法は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を言い、障害者総合支援法は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を言います。

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	流山市手話言語条例(素案)修正案
51-5	2P	条例(施策の推進)第6条	第6条の2(2)の語尾「努める」を「設ける」に変えてはいかがでしょうか。以前、ろう者は「私たち抜きに私たちのことを決めないで」と立ち上がったことがあります。これに象徴されるように、当事者に寄り添った条例を作してほしいです。この条例は、手話を母語とするろう者のためのものです。(中途失聴者等も含むと思います)是非、当事者の声を大切にしてほしいと思います。	第6条の2(4)の語尾「努める」を「設ける」に変えてはいかが。	協議の場の設定については、流山市福祉施策審議会や障害者団体連絡協議会等の場において聴取可能であると考えています。また、施策の展開や見直しにあたっては、今までどおり、適時聴覚障害者や障害者関係団体等からご意見をお聞きし、施策に反映できるものと考えています。	無	
52-1		その他 全般	この条例を、「手話言語」に限定せず、失語症者を含む「障害者の多様な意思疎通支援手段」の普及促進に関する条例にしてください。 私たち失語症者は、その大半が脳卒中の約17%に失語症が後遺し、その数は人口の約0.03%を占めると推定されます。したがって、流山市には毎年約50人の失語症者が増えていると思われまます。失語症では「聞く」「話す」「読む」「書く」というすべての言葉機能に障害を受けるため、手話や筆談のような代替手段がありません。そのために記憶や判断力などに全く障害がないにもかかわらず、社会参加の機会を奪われて、他人に依存する生活を強いられています。医療・介護・福祉のサービスを受けるときは、自己選択や自己決定が重要視されていますが、自己選択のための情報を得ることや、自己決定の意思を伝えることもままなりません。本条例案には、聴覚障害者について、このような不自由な面が記載されていますが(1ページ中ほど)、これは聴覚障害者に限られたものではありません。 条例解説7ページにあるように、障害者基本法第3条において「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が拡大が図られること。」とありますが、このたび手話だけに特化した条例を設けることは、「全て障害者」「その他の意思疎通のための手段」という理念に反すると考えます。	「手話言語」に限定せず、失語症者を含む「障害者の多様な意思疎通支援手段」の普及促進に関する条例にしてください。 障害者基本法で「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が拡大が図られること。」とありますが、このたび手話だけに特化した条例を設けることは、「全て障害者」「その他の意思疎通のための手段」という理念に反すると考えます。	条例の趣旨は、障害者基本法において手話が言語として明確に位置づけられたことに着目し、その理解を促進することにあります。よって、条例名については現(案)のままとします。 その他の多様な意思疎通支援手段の普及促進は、他の制度で検討してまいります。	無	
52-2		その他 全般	条例(案)第3条に「手話の普及に関する施策を推進する」とありますが、今年度から国が実施している「失語症者向け意思疎通支援事業」も条例に含め、この事業を推進してください。 障害者基本法第22条には、「障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。」とあります。 今年度から障害者総合支援法の下で、全ての都道府県の必須事業として「失語症者向け意思疎通支援者の養成」と、その後は地域生活支援事業として市町村から「意思疎通支援者の派遣」を実施することになっています。今年度、関東7都県では東京都、神奈川県、群馬県、茨城県がすでに養成を実施しており、来年度は埼玉県と栃木県でも養成を実施する予定ですが、千葉県では、まだ計画がありません。 私たちの活動は、これまで地域の言語聴覚士やボランティアの厚意に支えられてきましたが、このような不安定な支援ではなく、「制度としての支援者」を必要としています。また、意思疎通支援者の派遣を受けることで、私たち失語症者が市内で実施される各種の講座や活動にも参加しやすくなり、生活の質を向上させることができます。災害時の安全も確保しやすくなります。千葉県でも失語症者向け意思疎通支援者の養成が早急に開始されるように、養成された支援者を流山市で派遣できるように、事業を推進してください。	今年度から国が実施している「失語症者向け意思疎通支援事業」も条例に含め推進すべき。 障害者基本法には、「障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。」とある。 今年度から全ての都道府県の必須事業として「失語症者向け意思疎通支援者の養成」と市町村が「意思疎通支援者の派遣」を実施することになっている。千葉県では、まだ計画がない。 千葉県でも失語症者向け意思疎通支援者の養成が早急に開始されるように、養成された支援者を流山市で派遣できるように、事業を推進してほしい。	条例の趣旨は、障害者基本法において手話が言語として明確に位置づけられたことに着目し、その理解を促進することにあります。失語症者の方に係る意思疎通支援事業については、他の制度で検討してまいります。千葉県への働きかけについては、県の動きを見守りたいと思います。	無	
53		その他 全般	私は、流山市内で言語聴覚士として言語障害者のリハビリテーションに従事しております。言語聴覚士の立場から、この条例案に意見を述べさせていただきます。 この条例を「手話言語」に限定せず、「障害者の多様な意思疎通支援手段の普及促進に関する条例」とすべきであると考えます。 私は、手話言語の普及に反対するものではありません。長年の聴覚障害者の不自由、特に手話が否定され口話中心の教育が主流であった時代に聴覚障害者が言語自体を習得することすらままならず、結果的に条例案の前文にあるように意思疎通はもちろん知識の蓄積や文化的生活に困難があったことは認識しています。 しかし、言語の障害から意思疎通の不自由をきたし、社会生活の中で不便や不安を抱えて生活している人は、聴覚障害者のみではありません。 言葉の発達の観点から言えば、聴覚障害だけでなく、知的発達の遅れからも言葉の獲得が遅れ、人生の長きにわたり、意思疎通に配慮が必要となります。脳性麻痺では、知的遅れがないにもかかわらず、口や喉の運動麻痺のために発声発語が困難で、意思疎通には特別な配慮と支援が必要となります。 いったん言語を獲得した成人においても、パーキンソン病やALSといったいわゆる難病と言われる進行性の病気では、発語が困難になり、意思疎通のための機器や特別な配慮が必要です。また、脳卒中や交通事故の後遺症である、失語症や構音障害、高次脳機能障害でも意思疎通のための配慮と支援が必要となります。失語症は、原因の9割が脳卒中と言われており、脳卒中を発症した人の約2割に失語症が認められると言われており、けっして珍しい障害ではありません。今後高齢化が進むとともに、この数はさらに増加すると考えられます。失語症では、話す、聞く、読む、書くと全ての言語機能に障害を受けるため、手話や文字盤、その他のコミュニケーションツールのような代替手段の使用が困難であり、知的に何ら問題がないにもかかわらず、日常の意思疎通やひいては社会参加に困窮している状況があります。 条例案の前文に「障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現するため」とありますが、その目的のためには、手話のみならず、多様な意思疎通支援手段の普及促進を進めるべきだと思えます。	「手話言語」に限定せず、「障害者の多様な意思疎通支援手段の普及促進に関する条例」とすべき。 いろいろな障害による言語の障害があり、それに合ったコミュニケーション支援が必要。「全ての障害者」が「意思疎通のための手段について選択の機会が確保される」ように、条例に明記すべき。 障害者総合支援法の地域生活支援事業では失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、重度の身体障害のある者が、意思疎通支援者の養成・派遣に関する事業の対象となっていることから明確化すべきである。手話通訳者・要約筆記者と盲ろう者向け通訳介助員以外の支援者養成・派遣が行われていないことは不公平である。言語障害者全体について啓発を行い、共生できる流山市を目指した条例に改定されることを希望する。	条例の趣旨は、障害者基本法において手話が言語として明確に位置づけられたことに着目し、その理解を促進することにあります。よって、条例名については現(案)のままとします。 その他の多様な意思疎通支援手段の普及促進は、他の制度で検討してまいります。千葉県への働きかけについては、県の動きを見守りたいと思います。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	流山市手話言語条例(素案)修正案
			<p>障害者基本法第3条には、「全ての障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」とあります。「全ての障害者」が「意思疎通のための手段について選択の機会が確保される」ように、この条例制定の機会に条例に明記すべきではないでしょうか。</p> <p>障害者差別解消法第1条では、「(略)障害を理由とした差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、(略)共生する社会の実現に資する(略)」とありますが、このたび手話に限定して条例を制定するならば、障害の種別により障害者を差別していることになると思います。</p> <p>障害者総合支援法による意思疎通支援事業(地域生活支援事業)では、長年その主な対象者が聴覚障害者でしたが、平成27年の見直しで「地域生活支援条業等について、失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、重度の身体障害のある者が、意思疎通支援者の養成・派遣に関する事業の対象であることを明確化すべきである。また、情報通信技術の活用等を通じた効果的、効率的な支援の提供を工夫すべきである。」と報告書に記載がなされています。それにもかかわらず、手話通訳者・要約筆記者と盲ろう者向け通訳介助員以外の支援者養成・派遣が行われていないことは不公平ではないでしょうか。制度化が遅れている一因に「当事者のニーズがない」ことがしばしば挙げられます。しかし、意思の表出が困難で、他人に頼らざるを得ない当事者にとって、不自由を他人に、また行政に訴えることがどれだけ困難であるかは、臨床の場において数多く経験してきました。この点をご理解いただき、また上記の法に照らして、言語障害者全体について市民の啓発を行い、共生できる流山市を目指した条例に改定されることを強く希望します。</p> <p>失語症者の支援について、追記しますと、今年度から失語症者向け意思疎通支援者の養成と派遣が都道府県(市町村)の必須事業とされました。今年度は東京をはじめ全国11都府県で養成が開始され、来年度からは意思疎通支援者の派遣が始まります。千葉県においては、まだ養成開始のめどが立っていないようですので、流山市でも支援者の派遣が早急に開始できるよう、県への働きかけをお願いいたします。</p>	今年度から失語症者向け意思疎通支援者の養成と派遣が都道府県(市町村)の必須事業とされた。千葉県においては、まだ養成開始のめどが立っていない。流山市でも支援者の派遣が早急に開始できるよう、県への働きかけをお願いしたい。			
54-1		その他 全般	<p>条例に関連して、万一、条例が制定されたということであれば、障害者支援課に設置されている手話通訳者1名増員をお願いいたします。というのは、手話通訳者が不在のとき、ろう者が来庁した場合、対応できなくなると困るからです。よろしく願います。</p>	設置手話通訳者1名を増員してほしい。	設置手話通訳者については、現状で充足されていると考えます。増員については今後ニーズをしっかりと把握した上で検討してまいります。	無	
54-2	1P	前文	<p>条例案については、大筋賛成です。ただ、前文に記されている「耳が聞こえない人」を「ろう者(聞こえない人)」に、また、「聞こえづらい人」を「中途失聴者や難聴者(聞こえづらい人)」に変更することについて、検討していただきたいと思います。</p>	耳が聞こえない人をろう者に、「聞こえづらい人」を中途失聴者や難聴者に、検討して欲しい。	本条例ではろう者や中途失聴者、難聴者を含め、耳が聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市民に理解しやすい表現を用いました。	無	
55-1		その他 全般	<p>【手話を言語として認識】について 公的な場で言語としての正式に認められるまで長きにわたって時間を要した歴史があります。何故ならば手話表現自体の個人差が大きいため、手話表現と音声言語の一致にはまだ多くの時間を要すからだと思います。それでも言語として承認した上で、今後も時間を掛けて音声言語との整合性を作り続ける必要があると思えます。少しずつ変化する言語としての認識が必要と思えます。</p>	左記のとおり	条例の趣旨は、障害者基本法において手話が言語として明確に位置づけられたことに着目し、その理解を促進することにあります。御意見ありがとうございました。	無	
55-2		その他 全般	<p>【市は手話は言語の具現化】 文章化することでスタートラインが明確になり、今後の活動に役立つ銘文になると思えます。</p>	左記のとおり	御意見ありがとうございました。条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
55-3		その他 全般	<p>【手話による表現は、日本語を表したのではなく手話という言葉である事を再認識する必要があります。手話は日本語やその他外国語と並ぶ一つの言語です】について 手話は「日本語」「日本語ではない」「手話は孤立している」「日本語に含まれる」等「手話」の位置づけは様々な考えの中にあると思えます。各々に発言理由があると思うし、今後の事を考えての位置づけだと思います。「日本人が使う言葉が日本語」というのが国際的な視点。ならば、「琉球語」「アイヌ語」も日本語のはず。細かく分けてなんの意味があるのかわからないです。流山市手話言語の普及の促進に関する条例が、言語として位置づけているのであれば、手話も日本語なのが妥当ではないかと思えます。</p>	手話の位置づけは様々な考えがあると思う。日本人が使う言葉が日本語というのが国際的な視点。ならば、「琉球語」「アイヌ語」も日本語である。流山市手話言語の普及の促進に関する条例が、言語として位置づけているのであれば、手話も日本語なのが妥当ではないか。	条例の趣旨は、障害者基本法において手話が言語として明確に位置づけられたことに着目し、その理解を促進することにあります。手話は、日本語と並列の言語であると認識しています。	無	
55-4		その他 全般	<p>【孤立しやすい】 共通言語である「手話」は、まだまだ全国で統一にまでは至っていない。だからこそ通訳が立ち会っても理解できない事も発生し得る。社会で活躍している社会人、自宅で人との接点が減ってしまった聴力がい者もいます。手話表現をしても通じない事が無い様に、新しい手話を聴力障がい者が知る機会を作る手話学習会も必要となると思えます。「孤立」の原因については、社会の動き、情報システム等絶えず気を配らないと「孤立」の解決にはつながらないとおもいます。</p>	「手話」は、全国で統一にまでは至っていない。だから通訳が立ち会っても理解できない事も発生し得る。手話表現をしても通じない事が無い様に、新しい手話を知る機会の手話学習会も必要となると思う。「孤立」の原因については、社会の動き、情報システム等絶えず気を配らないと「孤立」の解決にはつながらない。	手話には日本語と同様に方言も存在すると認識しています。そうした現状を含め、市では手話通訳者による定期的な研修会を開催し、新しい手話の単語の習得や表現方法等について共通認識に努めています。	無	
55-5		その他 全般	<p>【日本手話・日本語対応手話】について この表記は、中途失聴者・中途難聴者・先天ろう者等の方々を使用している表現をモーラしていても現状に理解のある明記と感じました。</p>	左記に同じ	御意見ありがとうございました。条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	流山市手話言語条例(素案)修正案
55-6		その他 全般	【市は障害者総合支援法に基づき地域生活支援事業による、聴覚障害者等に対する意思疎通支援事業を実施し市窓口到手話通訳を配置します。また、手話が必要となる日常場面には手話通訳や要約筆記者の派遣を行っていきます】 以前手話サークルは各市町村に一つとして展開していたが、いつの間にか複数の団体が設立運営していると聞く。聴力障害を持つ方々にとって手話サークルが複数ある事で利便性は増したのか知りたい。単に自分のやりたい様に運営する為に団体がふえたのであったとしたら、誰の為のなんの為の団体かわからない。複数の団体の中から将来の手話通訳が育成され、行政の情報保障に立つと思うとやや不安感を抱く。目的、趣旨が流山市として「流山市手話言語の普及の促進に関する条例」に賛同するものであったならば、一本化したほうが将来の為になると思う。	手話サークルは各市町村に一つとして展開していたが、複数の団体が設立運営している。聴力障害者にとって手話サークルが複数ある事で利便性は増したのか知りたい。単に自分のやりたい様に運営する為に団体が増えたのなら、誰の為のなんの為の団体かわからない。複数の団体の中から将来の手話通訳が育成され、行政の情報保障に立つと思うと不安感を抱く。目的、趣旨が「流山市手話言語の普及の促進に関する条例」に賛同するものであったならば、一本化したほうが将来のためになると思う。	市内には、複数の手話サークル団体が存在し、それぞれが独自性を持ちながら活動されています。一本化については、任意団体であることから市が介入するものではないと考えています。	無	
55-7	1P	条例(目的) 第1条	【共生社会の実現】について まさに必要な事で、社会の理解と意識向上が不可欠。是非、大切にしていきたい銘文と思います。	左記のとおり	条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
55-8	2P	条例(県との連携及び協力) 第5条	【千葉県との協力】 千葉県との協力体制はとても心強いです。しかし、在住している聴力障害者の特性が仮にあったとしたら、在住者視線での体制づくりが不可欠。要望が地元流山内であっても県が認めないといった案件が発生しても、流山が主体で進める施策が必要と思いますが、縦割り行政でそこまでの対応は可能か、やや心配な気がしています。	左記のとおり	千葉県の「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」と、今回流山市が制定しようとしている本条例では、手話が言語であるという位置づけと、普及啓発への取り組みについて差異はないものと認識しています。普及啓発方法については、市条例であることから流山市が主体的に取り組むものであるため、市の独自性が損なわれることはないと考えています。	無	
55-9	2P	条例(施策の推進) 第6条	【手話に関する施策を総合的に推進】について 個人差がまだ大きい手話の表現をどうやって「受容」「理解」「共有」するのか、具体性が見えません。これは必要に応じてという事で展開していくありがたい思いですが、関与する人の考え一つで右にも左にもいくもので、不安を感じます。せめて、もう少し具体的な方向性を示してほしいと思いました。	左記のとおり	第6条の施策の推進については、基本的な考え方を定めることとしており、具体的推進については流山市障害者計画等で進めてまいります。	無	
55-10	2P	条例(施策の推進) 第6条	【学校における手話への理解及び阿求を図る為の施策】について 「手話」トレンドや学校の中での特技として評価されては、「言語」とうたっているこの条例から大きくかけ離れる種を撒く事につながります。「手話」とは何かをよくよく理解している人が複数関与した体制で、条例の精神から絶対に逸脱しない基盤をしっかりと作ってから対応して欲しいです。「手話教室を開催しました」とただ単に開催のみにしか視点が行かないスタッフが学校教育に手を染めると、カンニングに手話を使ったり、公的公共機関内で卑猥な表現をして笑っていたりする現象が発生します。「聴力障がい者の思い」や「手話を作り改善してきた歴史」「言語として利用する手話の重さ」を伝えなくてはなりません。これが失敗すると言語としての考えが崩壊します。	「手話」が特技として評価されては、「言語」とうたっているこの条例から大きくかけ離れる。「手話」とは何かをよくよく理解している人が複数関与した体制で、条例の精神から絶対に逸脱しない基盤をしっかりと作って欲しい。「手話教室を開催しました」とただ単に開催のみにしか視点が行かないスタッフが学校教育に手を染めると、カンニングに手話を使ったり、公的公共機関内で卑猥な表現をして笑っていたりする現象が発生する。「聴力障がい者の思い」や「手話を作り改善してきた歴史」「言語として利用する手話の重さ」を伝えなくてはならない。これが失敗すると言語としての考えが崩壊する。	第6条(4)については、手話が正しく理解され、普及されるよう配慮してまいります。	無	
56-1	1P	前文	「手話は言語である」の事行政も同感して下さってうれしく思っております。 手話はろう者たちが昔から使われた言語だったので聞こえづらい人でなく「ろう者」と言いたいです。	聞こえづらい人でなく、ろう者と言いたい。	本条例ではろう者という表記を用いず、耳が聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市民に理解しやすい表現を用いました。	無	
56-2	2P	条例(施策の推進) 第6条	第6条では、理解及び手話の普及・・・ではなく、理解を深め、手話の普及をして欲しい。 理由は、ろう者の事を理解を深めてほしい。その上に手話も必要なので普及してほしい。	手話の普及ではなく、理解を深め、手話の普及にしてほしい。	第6条に記載されている施策の推進の条文についてですが、「深め」とは理解に対する形容詞であり、結果的に内容が変わらないためこのままの形といたします。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	流山市手話言語条例(素案)修正案
56-3	2P	条例(施策の推進)第6条	手話通訳者派遣増やすには、養成講座に関係あるので市でやってほしい。	左記のとおり	手話講習会については、市が指定した指定管理事業者であるNPO法人が必須事業のひとつとして実施しているものであり、現状において問題ないものと考えています。	無	
57	1P	前文	耳が聞こえない人や聞こえづらい人を「ろう者」として欲しい。「ろう者」として欲しい。「ろう者」の言い方は決してはずかしいことではなく、手話をしている人達だからです。	耳が聞こえない人や聞こえづらい人をろう者にして欲しい。	本条例ではろう者という表記を用いず、耳が聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市民に理解しやすい表現を用いました。	無	
58-1	1P	前文	前文 4行目と14行目の「耳が聞こえない人や聞こえづらい人」を「ろう者」にして頂きたい。 (理由)手話はろう者が意思疎通のために大切に育んできた言葉であるから。ろう者は自分達を「ろう者」と言う言葉で表現している。	前文の耳が聞こえない人や聞こえづらい人をろう者にして欲しい。	本条例ではろう者という表記を用いず、耳が聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市民に理解しやすい表現を用いました。	無	
58-2	2P	条例(基本理念)第2条	基本理念 第2条の2行目コミュニケーションを図る自由→権利と自由にしていただきたい。 (理由)ろう者にとって手話を使って意思疎通を図ることは権利でもあり自由でもあると思う。	基本理念のコミュニケーションを図る自由を権利と自由にして欲しい。	基本理念では、前文にもあるように手話が言語であることの理解の普及に努めることにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現することを第2条に規定しています。 第2条の前半部分は手話を必要とする市民を対象としており、後半部分は全ての市民を対象としています。手話を必要とする市民の部分を権利とした場合、後半の全ての市民に対して義務が生じることにもなりうることから、条例の趣旨としては権利や義務を伴うものでないため、コミュニケーションを図ることは自由としています。	無	
59-1	1P	前文	手話に対する理解が多くの人達に伝わっていないと思うし、手話が言語であることを広く普及していく方法は何か?	左記のとおり	手話が言語であることへの理解の普及については、パンフレットや講演会等のあらゆる機会を通じて啓発を行ってまいります。	無	
59-2	1P	前文	流山市手話言語普及の促進に関する条例(案)前文の文章が分かりにくい。難しい。	左記のとおり	前文については、聴覚障害者や関係団体との意見交換や要望をお聞きする中でまとめられたもので、広く市民に理解してもらえるよう、難しい語句は用いずわかりやすくまとめたものとなっています。 また、前文の第3段落の一部を削除及び第8段落について一部を修正させていただきま	有	第三段落の第三者との意思疎通の第三者を削除し、第八段落の手話が言語であることへの理解の普及に努めるとともにを努めることによりと修正します。
60-1	1P	前文	前文を読むと聞こえづらい人も、手話でコミュニケーションをとっていると誤解される。中途失聴者・難聴者は口形を読み、日本語対応手話を使い、残存聴力があればそれも使い、筆談も使いコミュニケーションをとっています。基本的に難聴児は聞こえる社会で生活、育っているため手話ができない人の方が多い。中失者は、ある程度年齢がいつてから聞こえなくなっているため、手話を覚えることは大変です。ろう者とは全く違うが、むしろこの人たちが社会で理解されていないと思います。	前文を読むと聞こえづらい人も、手話でコミュニケーションをとっていると誤解される。中途失聴者や難聴者のように何らかの原因により中途から聞こえなくなった人たちも含め、年齢や原因にかかわらず手話を利用する人のことを指しています。 中途失聴者の方におかれましても、手話を使う方や筆談を利用される方などさまざまであり、中途失聴者全てが手話を使うと表現しているものではありません。	前文では生まれながらに耳が聞こえない人や聞こえづらい人、中途失聴者や難聴者のように何らかの原因により中途から聞こえなくなった人たちも含め、年齢や原因にかかわらず手話を利用する人のことを指しています。 中途失聴者の方におかれましても、手話を使う方や筆談を利用される方などさまざまであり、中途失聴者全てが手話を使うと表現しているものではありません。	無	
60-2	2P	条例(施策の推進)第6条	概要部分「施策の推進(第6条)(5)意志疎通→意思疎通」 逐条解説5P6行目も「意志」になっています。 施策についても具体的な説明がなく、特に反対する理由もないですが、条例の目的があいまいな印象を受けます。	左記のとおり	配布資料である概要(資料2)及び逐条解説資料の中の誤植であることから、これを訂正します。 第6条の施策の推進については、基本的な考え方を定めることとしており、具体的推進については流山市障害者計画等で進めてまいります。	無	
61-1	1P	前文	耳が聞こえない人や聞こえづらい人 → ろう者	耳が聞こえない人や聞こえづらい人はろう者と表現。	本条例ではろう者という表記を用いず、耳が聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市民に理解しやすい表現を用いました。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	流山市手話言語条例(素案)修正案
61-2	1P	前文	理解の普及→ 理解を深め手話の普及	手話が言語であることへの理解を深め、手話の普及としてはどうか。	手話が言語であることへの理解の普及に努めることを通じ、手話の普及が図られていくものと捉えています。 逐条解説資料の4Pの第8段落に「手話が言語であることへの理解の普及に努めることを通じ、手話の普及を図る」旨を追記します。	無	
61-3	2P	条例(基本理念)第2条	2条 基本理念 コミュニケーションを図る自由 → 権利	基本理念のコミュニケーションを図る自由を権利に。	基本理念では、前文にもあるように手話が言語であることの理解の普及に努めることにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現することを第2条に規定しています。 第2条の前半部分は手話を必要とする市民を対象としており、後半部分は全ての市民を対象としています。手話を必要とする市民の部分を権利とした場合、後半の全ての市民に対して義務が生じることにもなりうることから、条例の趣旨としては権利や義務を伴うものでないため、コミュニケーションを図ることは自由としています。	無	
61-4	2P	条例(施策の推進)第6条	施策の推進 第6条 障害者関係団体等から意見を聴くように →障害者関係団体との協議の場を必要に応じて持つように	障害者関係団体との協議の場を必要に応じて持つように	協議の場の設定については、流山市福祉施策審議会や障害者団体連絡協議会等の場において聴取可能であると考えています。 また、施策の展開や見直しにあたっては、今までどおり、適時聴覚障害者や障害者関係団体等からご意見をお聞きし、施策に反映できるものと考えています。	無	
62-1	1P	前文	私はこの条例に賛成です。前文第1行目に「手話は言語である。」と、明記されていること。ろう者の命とも言える手話を、まず認めてほしいというろう者の思いを受け止めていただき、その上で歴史等研究を重ね前文・条文が作られたと思います。ありがとうございます。	左記のとおり	御賛成いただきありがとうございます。 条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
62-2	2P	条例(施策の推進)第6条	6条2項施策の見直しについて、障害者、関係団体等から意見を聴くのはアンケートやパブリックコメントの文章での意見だけでなく、ろう者、手話通訳者、関係団体等との協議の場を設けていただき、意見を出しあい、良好な関係を保ちながらよりよい施策へと見直し、さらに広く市民に理解が深まるよう希望します。	施策の見直しに協議の場を設けてほしい。	協議の場の設定については、流山市福祉施策審議会や障害者団体連絡協議会等の場において聴取可能であると考えています。 また、施策の展開や見直しにあたっては、今までどおり、適時聴覚障害者や障害者関係団体等からご意見をお聞きし、施策に反映できるものと考えています。	無	
	1P	前文	大変素晴らしい条例と思いました。障害の有無にかかわらず市民等がお互いに理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会の実現に、私も市民として是非協力したいと思いました。また、このような社会の実現には手話が極めて重要な役割を担っていることが良く理解できました。このような取り組みを進めて下さる市長ならびに市職員の皆様に感謝申し上げます。 前文は本条例の根幹をなす考え方を示すため極めて重要であり、読み易い文章で記載する必要があります。おそらく、いろいろなご意見を反映させるために苦勞が多々あったとは存じますが、条例案の文章は段落前後の文章のつながりが悪く、非常に読み難いと感じました。矛盾を感じる部分も見受けられます。もう一度、推敲されることをお勧めします。(手話にて表現する際に市案の方が適している場合はこの限りではありません。その際はお教えください。手話への理解が深まり大変勉強になります。) 例えば、	○第一段落:「手話は言語である」と第二段落「手話は～表現するものである」の関係が分かりにくい。手話を言語とする根拠を第二段落で明確に述べるべき。手話を言語とする根拠が曖昧。最初に「手話は言語であると」短文で言い切るこの書き方では、あたかも一方的に決めている印象を与える。 第三段落:「手話は、耳が～長年にわたって大切に育んできた言語である」と	第一段落の「手話は言語である」との表現は、本条例の趣旨を率直に表現するものであり、前文は聴覚障害当事者や関係団体との意見交換や要望をお聞きする中でまとめられたものです。また、強い要望により最初の部分に記したものです。 第二段落で手話が言語であるとの説明がなされていないのご指摘については、あくまでも第二段落は手話というものについて説明し、第三段落で手話の歴史的背景を含めた手話が言語であるという説明をしているものです。		手話が言語であることへの理解の普及に努めるとともに手話が言語であることへの理解の普及に努めることによりと修正します。

文中の障害者差別解消法は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を言い、障害者総合支援法は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を言います。

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	流山市手話言語条例(素案)修正案
63			<p>○第一段落:「手話は言語である」と第二段落「手話は～表現するものである」の関係が良く分かりません。手話を言語とする根拠を第二段落で明確に述べるべきですが、現状は第二段落では手話の説明しか述べられておらず、手話を言語とする根拠が曖昧です。また、短文で言い切るこの書き方では、あたかも一方的に決めている印象を与えてしまいますのでもったいないと思います。</p> <p>○第三段落:「手話は、耳が～長年にわたって大切に育んできた言語である」と“過去から言語として育まれてきた”と説明しているにも関わらず、第六段落「これまで手話は～生活してきた」と“これまででは言語として認められてこなかった”されており矛盾していますので、読んでいて意味が良く分かりませんでした。前者と後者では「言語」が含む範囲が異なるのかもしれませんが、説明がないので読み手は理解できません。</p> <p>○第八段落:「手話が言語であることへの理解の普及に努める」と「障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現」が並列で記載されていることに違和感がありました。「障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現」のために、それに資する「手話が言語であることへの理解の普及に努める」のではないのでしょうか。さらに本条例は手話への理解や普及促進、必要とする方が利用する権利を確保するために制定するものです。「共生社会を実現」するためには当然ながら本条例だけでは足りず、他の取り組みも必要でしょう。「この条例を制定する」直接的な目標と最終的な目標が分かるように整理して記述した方が良いと思います。</p> <p>○全体:手話は言語であるという定義は本条例の本文であり極めて重要であることは理解しています。しかし、前文で何度も繰り返されることや、その繰返しにいろいろな説明が付記されるので冗長な印象を受けます。「* * * * *」という理由だから言語である」というように説明を整理して明確に書かれた方が読み手は理解し易いですし、言語であることがはっきりします。また、「手話は言語」と定義することがなぜ重要なのか、最も大切な教育や利用機会の普及にどのようにつながるのかを明記した方が良いです。</p> <p>例えば下記のように修正されてはいかがでしょうか。条例で残るものですから、文章は複数人で読みあい、推敲されることを強くおすすめします。原文では明らかに読み難いです。</p> <p>手話は、手や指の動きや表情等により物の名称や自らの意思を視覚的に表現する非音声言語であり、多様な言語の一つである。手話は、主に耳が聞こえない人や聞こえづらい(聞こえ難い?)人が第三者との意思疎通を図り心豊かな日常生活を営むために極めて重要なものであり、その使用者や関係者の普段の努力により長年にわたって大切に育まれてきた。(背景として功績を述べる文章ですから、誰が大切に育んできたのか追記した方が良いでしょう)</p> <p>言語は人々が交流し、お互いの気持ちを尊重、理解するために必要であるだけでなく、知識の蓄積や文化・芸術の創造を通じて豊かな人間社会の醸成に大きく貢献してきた。手話も音声言語と同様に社会の発展に大きく貢献してきたが、音声言語とは異なり言語として社会に広く認知されていなかったために教育や利用環境の整備が不十分であった。そのため、耳が聞こえない人や聞こえづらい人の手話利用に制約が生じてしまい、必要な情報の収集や第三者との意思疎通が難しくなるため、不便と不安を抱え生活してきた。</p> <p>手話を必要とする市民等の不便と不安を解消するためには、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において手話が言語の一つとして定義されたことを契機として、市および市民等が言語としての手話への理解をさらに深め、その教育や利用環境の整備を進めていくことが求められる。</p> <p>(ここでは、市民や市が何をすべきか書くべきではないでしょうか。それを受けて、次の段落で本条例を制定するとした方が分かりやすいです)</p> <p>ここにわたしたち市民等は、手話が言語であることへの理解とコミュニケーション手段としての手話の普及に努めるために本条例を制定し、障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指すことを宣言する。</p>	<p>“過去から言語として育まれてきた”と説明しているが、第六段落「これまで手話は～生活してきた」と“これまででは言語として認められてこなかった”されており矛盾している。</p> <p>第八段落:手話が言語であることへの理解の普及と障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、共生社会を実現を目指すことが並列で記載されていることに違和感がある。最も大切な教育や利用機会の普及にどのようにつながるのかを明記した方が良い。</p> <p>案文提案有</p>	<p>第三段落と第六段落の矛盾した表現ではないかとの指摘については、第六段落は第七段落、第八段落の前段の説明として記したものとなっています。</p> <p>第八段落の手話が言語であることへの理解の普及と共生社会の実現が並列で記されていることの違和感の指摘については、「手話が言語であることへの理解の普及に努めることにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現するため」と修正いたします。</p> <p>教育や利用機会については、第6条の施策の推進に位置付けて取り組むものとしています。</p>	有	
64	1P	条例(目的)第1条	<p>とても良く練られていて良い条例案だと思いました。ただ、一か所わかり辛かったところがありましたので、挙げさせていただきます。</p> <p>(目的)第1条 ……手話に関する施策を総合的に推進することにより……の「総合的」の意味がわかり辛いです。色んな施策を同時進行的に行うという意味なのか、あるいはろう者以外の中途失聴者や難聴者も含めたといった意味なのか、それとも別の意味なのかちょっと曖昧な感じに思えました。</p>	<p>目的の手話に関する施策を総合的に推進の総合的の意味がわかり辛い。</p>	<p>総合的には、手話に関する施策の推進について、市で策定している他の関連する計画に位置付けた施策と合わせて総合的に行っていくものとしています。</p>	無	
65-1	2P	条例(市民等の役割)第4条	<p>市民の役割→事業者はろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。</p>	<p>左記のとおり</p>	<p>条例の趣旨は、障害者基本法において手話が言語として明確に位置づけられたことに着目し、その理解を促進することにあります。サービスの提供と労働環境への配慮は、障害者総合支援法及び障害者差別解消法の合理的配慮に基づき進めていくものと考えています。</p>	無	
65-2	2P	条例(施策の推進)第6条	<p>施策の推進→手話通訳の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策。</p>	<p>施策の推進の中に、手話通訳の配置の拡充及び処遇改善</p>	<p>手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善については、必要に応じて別途検討してまいります。</p>	無	
65-3	2P	条例(施策の推進)第6条	<p>施策の推進→市はろう者、手話通訳者、手話奉仕員及び手話を使用することができる者と協力して、市民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。</p>	<p>市民が手話を学ぶ機会の確保を入れること。</p>	<p>市民が手話を学ぶ機会については条例第6条施策の推進の中で取り組んでまいります。</p>	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	流山市手話言語条例(素案)修正案
66	2P	条例(施策の推進)第6条	言語はコミュニケーションの手段であり、コミュニケーションはヒトとして生きるための大切な能力である。健聴者にとって、手話は、聴覚障害者との非常に有効なコミュニケーション手段であり、優れた言語であることは言うまでもない。集団に一度に情報を伝えようとするとき、健聴者は音声による情報伝達を選択することが多く、聴覚障害者は圧倒的に不利となる。市は全ての市民に対して、平等に、同時に、正確に情報を伝える手段を当然持つべきである。特に災害時等は手話は必要不可欠なコミュニケーション手段であることは明らかである。手話通訳は必須である。「健康都市」宣言した流山市では、健康情報の発信も積極的であり、先日の歯科医師会主催の講演会でも手話通訳がつき、講師(戸原玄助教:東医歯大)からも「講演会を手話通訳することはとても大切なことだと思いました。聴覚に問題を持った方への理解につながることはもちろんですが、何よりそういう問題がある方が同席できる場を提供することにもつながります。このような取り組みは全国に波及していくととても良いと思いました。」との感想をいただいている。「健康都市」とは、ソフト面では、すべての市民に平等に同時に正確に健康情報を伝え、実践する機会を与える街であろう。市民の高齢化に伴い、聴覚に障害を持つ市民も増加すると考えられ、また、聴覚障害者の高齢化による医療ソフト面での充実も必要である。数年前、市役所で「健康都市」についての東医歯大の研究者の講演を拝聴したが、市職員からの「具体例は？」との質問に回答いただけなかったと記憶している。手話言語を有効に活用し、全ての市民が平等に健康促進に努められる機会を与えることこそ「健康都市」を掲げる市としての具体策の一つとなると考える。市が条例(案)に沿って、全ての市民に対し、手話言語の普及に努め、そして市民は情報を共有し、積極的に相互理解に努め、「健康都市」のソフト・システムをさらに充実するべきであろう。	言語はコミュニケーション手段であり、コミュニケーションは生きるための大切な能力である。手話通訳は必須である。全ての市民が平等に健康促進に努められる機会を与え「健康都市」を掲げる市としての具体策の一つとなる。市が条例(案)に沿って、手話言語の普及に努め、そして市民は情報を共有し、積極的に相互理解に努め、「健康都市」を充実するべき。	聴覚障害者にとって、災害時に健聴者と同様に適時情報を得ることは重要であると認識しています。市が行う施策の推進として、第6条(1)手話に対する理解、普及を促進するための施策、(5)において災害時における情報の提供及び意思疎通支援に関する施策を規定し、これらに基づき推進してまいります。	無	
67-1	2P	条例(施策の推進)第6条	「流山市手話言語の普及の促進に関する条例(案)」の内容は、現時点では問題ないと考えます。手話言語条例の逐次解説の文中に、下記事項が記載されていますので、お願いしたいことを記載致しました。「パンフレットの作成や必要に応じて動画やSNSを利用した配信サービスを行い、最小の経費で最大の効果を得ることができるような形で手話の普及の促進が行えるよう予算の確保に努めていきます。」→ 条文第6条に記載されている「次に掲げる施策」の具体的な事例を、パンフレット等に掲載していただきたくお願い致します。例) (3)手話による円滑なコミュニケーションができる環境の構築のための施策 → 市では手話通訳者を福祉部に設置し、また聴覚障害者への情報保障として手話通訳派遣事業を行っています 等。	パンフレットに手話通訳者を設置し、聴覚障害者へ手話通訳派遣事業を行っていることを掲載してほしい。	パンフレット作成時には、ご指摘の施策の具体的な事例についても掲載するよう配慮します。	無	
67-2	2P	条例(施策の推進)第6条	パンフレットの作成にあたっては、流山市内の聴覚障害者団体また関連団体(手話サークル等)と連携しながら内容を検討していただきたくお願い致します。	パンフレット作成には聴覚障害者団体等と連携しながら内容を検討してほしい。	パンフレット作成時には、関係者・関係団体からの意見を聴取し、内容を検討するよう努めてまいります。	無	
67-3	2P	条例(施策の推進)第6条	下記内容を条例に追加していただきたくお願い致します。市が新しく施設を建設する場合は、情報の保障及び意思の疎通支援が行える設備を備えるように努める。→ 現在おおたかの森ホールを建設中ですが、聴覚障害者達にとっての情報保障に繋がるモニター等の設備はどうなっていますでしょうか？	おおたかの森ホールを建設中ですが、聴覚障害者達に対する情報保障の設備はどうなっているか。	おおたかの森ホールのホワイエに、情報を視覚的に提供できる液晶モニターの設置を予定しており、ホール内には通信システムを利用したネックループを検討しています。その他における聴覚障害者の情報保障については、障害者差別解消法の合理的配慮により対応したいと考えています。	無	
67-4	2P	条例(施策の推進)第6条	第6条の2に記載されている文章に「随時」あるいは「定期的に」という言葉を入れていただきたくお願い致します。「市は、施策の見直しに当たっては、障害者関係団体等から意見を聴くよう努めるものとする。」→ 条例スタート時点では分からなかったこと、また気づかなかったことが、後になって分かってくる場合も考えられますので、随時あるいは定期的に聴覚障害者団体、また関連団体と意見交換する必要があると考えますが、いかがでしょうか？	第6条の2に記載されている文章に「随時」あるいは「定期的に」という言葉を入れていただきたくお願い致します。	施策の見直しにあたっては、障害者関係団体からの意見の聴取について、最も適切で効果的に行うよう努めてまいります。	無	
68-1	2P	条例(施策の推進)第6条	施策の推進(第6条)手話による円滑なコミュニケーションができる環境の構築のための施策については、手話の初心者向けの講座や手話奉仕員の講習は流山市では開催されているが、奉仕員の後期が終わると流山市では、手話のステップアップの勉強をする機会がなくなる。サークルでは、ろう者の方とコミュニケーションを図る場所だけれど勉強する場所ではないのでろう者の方の手話をもっと理解し新しい手話単語を覚えその手話を活用してろう者の方とコミュニケーションをはかる為にレベルアップ講座や手話技術に応じた講座を頻繁に市主催で開くことを検討してはどうか。	奉仕員の後期が終わったあとレベルアップ講座や手話技術に応じた講座を頻繁に市主催で開くことを検討してはどうか。	条例第6条の施策の推進については、基本的な考え方を定めることとしており、具体的推進については流山市障害者計画等において検討してまいります。	無	
68-2	2P	条例(施策の推進)第6条	施策の推進(第6条)学校における手話への理解及び手話の普及を図るための施策については小学校・中学校にデフ協会と手話サークル員で年に数か所訪問をさせていただいていますが、これでは、手話を見ただけで本当の意味で理解・普及がなされているのだろうか？といつも考えています。子供たちに理解と普及を考えるなら学校のクラブ活動や部活に手話クラブを作り手話教育をしたらいいのではないかと思います。その活動には、外部からろう者の方にも参加していただき単語や日本手話の文法などをきちんと教えていただける場を検討していただけたらどうか。(その活動は、手話コーラスをメインとしない日常の会話が手話で出来るようにする)	子供たちに学校のクラブ活動や部活に手話クラブを作ること。	条例第6条 施策の推進(4)における取り組みは、さまざまな方法を検討してまいります。	無	

文中の障害者差別解消法は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を言い、障害者総合支援法は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を言います。

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	流山市手話言語条例(素案)修正案
69	2P	条例(施策の推進)第6条	6条2項 意見を聞くのでは無く 当事者や関係団体に参加してもらい協議する必要がある *この条例が出来る事で他の障がい者への理解に繋がって欲しい。	施策の見直しに協議の場を設けてほしい。	協議の場の設定については、流山市福祉施策審議会や障害者団体連絡協議会等の場において聴取可能であると考えています。 また、施策の展開や見直しにあたっては、今までどおり、適時聴覚障害者や障害者関係団体等からご意見をお聞きし、施策に反映できるものと考えています。	無	
70-1	2P	条例(基本理念)第2条	条例(案)第2条 …コミュニケーションを図る自由を有する… →…コミュニケーションを選べる権利を有する…	第4条のコミュニケーションを図る自由を有するを権利を有するに。	基本理念では、前文にもあるように手話が言語であることの理解の普及に努めることにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現することを第2条に規定しています。 第2条の前半部分は手話を必要とする市民を対象としており、後半部分は全ての市民を対象としています。手話を必要とする市民の部分を権利とした場合、後半の全ての市民に対して義務が生じることにもなりうることから、条例の趣旨としては権利や義務を伴うものでないため、コミュニケーションを図ることは自由としています。	無	
70-2	2P	条例(施策の推進)第6条	…障害者関係団体等から意見を聴くよう努める… →…障害者等から必ず意見を聴いてから努める… →に検討しては如何でしょうか。 条例文は文の形式がありむずかしいと思いますが、もう少し簡潔文にして頂けると有難く思います。 是非、実現していただきたく思います。	施策の見直しには意見を聴いてから努めること。	協議の場の設定については、流山市福祉施策審議会や障害者団体連絡協議会等の場において聴取可能であると考えています。 また、施策の展開や見直しにあたっては、今までどおり、適時聴覚障害者や障害者関係団体等からご意見をお聞きし、施策に反映できるものと考えています。	無	
71-1	1P	前文	前文「ろう者」であることで手話は言語であること、すごくいいと思います。「前文」を読みました。 その中に書いてある「耳が聞こえない人や聞こえづらい人」ではなく「ろう者」のほうがふさわしいと思います。	耳が聞こえない人や聞こえづらい人はろう者がふさわしい。	本条例ではろう者という表記を用いず、耳が聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市民に理解しやすい表現を用いました。	無	
71-2	3P	条例(財政上の措置)第7条	第7条の所「努める」ではなく、「設ける」という書き方にさせて頂けるとありがたいです。	左記のとおり	努めるという表記については、市の財政状況を踏まえ、予算の確保に向け最大限に努力するという趣旨です。	無	